

医
学
管
理

《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》

歯科疾患管理料	100	初診月	80
フッ化物洗口指導加算（4歳以上16歳未満）	+40		
文書提供加算*	+10		
総合医療管理加算	+50		
長期管理加算（初診月から6月を超えた管理及び指導）			
口管強保険医療機関	+120	左記以外	+100
小児口腔機能管理料*（18歳未満の児童が対象）	60		
口腔機能管理料*（口腔機能の低下を来している者）	60		
【小機能、口機能共通事項】			
口管強	+50	通信機器利用時	53
歯科衛生実地指導料1（15分以上の指導、月1回）	80		
歯科衛生実地指導料2（月1回又は月2回の合計で15分以上の指導）	100		
【実地指1・2共通】口腔機能指導加算（口腔機能発達不全又は口腔機能の低下を来している患者）	+10		
歯周病患者画像活用指導料	10		
2枚目から1枚につき（1回につき5枚限り）	+10		
新製有床義歯管理料*（装着月1回）困難	230	左記以外	190
周術期等口腔機能管理計画策定料*	300		
（手術等に係る一連の治療中1回）			
周術期等口腔機能管理料（I）*			
手術前（1回限り）	280	手術後（3月以内、計3回）	190
周術期等口腔機能管理料（II）*			
手術前（1回限り）	500	手術後（3月以内、月2回）	300
周術期等口腔機能管理料（III）*			
（放射線治療、化学療法（予定患者含）又は緩和ケアを受ける患者）（月1回）	200		
周術期等口腔機能管理料（IV）*			
（周術期等口腔機能管理計画策定料の算定月から3月以内は月2回）	200		
長期管理加算（周Ⅲ、Ⅳ共通）（周術期等口腔機能管理計画策定料の算定から6月を超えて管理を行った場合）	+50		

回復期等口腔機能管理計画策定料*（リハ実施医療機関からの依頼に基づき管理計画を策定）	300
回復期等口腔機能管理料*（回復期等口腔機能管理計画策定料算定月から月1回）	200
根面う蝕管理料（月1回）	30
エナメル質初期う蝕管理料（月1回）	30
【根C管、Ce管共通事項】口管強	+48
診療情報提供料（I）*	250
歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、以下に紹介した場合の加算	+100
歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者	
歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算	+100
診療情報提供料（II）*	500
連携強化診療情報提供料*	150
歯科特定疾患療養管理料（月2回）	170
通信機器利用時	148
共同療養指導計画加算*（1回限り）	+100
歯科治療時医療管理料（1日につき）	45
退院時共同指導料1	
歯援診1・2及び歯援病	900
上記以外	500
特別管理指導加算	+200
歯科遠隔連携診療料（3月に1回）	500
診療情報等連携共有料1（歯科以外の保険医療機関又は保険薬局への情報提供依頼、3月に1回）	120
診療情報等連携共有料2*（歯科以外の保険医療機関に情報提供した場合、3月に1回）	120
薬剤情報提供料*（月1回、処方内容変更時はその都度）	4
患者の要望で手帳に記載した場合	+3